

杉並区介護保険事業者における事故発生時 の報告取扱要領

〔 平成16年4月5日
杉並第1293号 〕

改正 平成17年4月5日杉並第838号 平成18年2月20日杉並第82504号
平成18年9月20日杉並第43248号 平成19年5月29日杉並第15774号
平成21年7月7日杉並第20812号 平成22年3月18日杉並第66171号
平成23年4月28日杉並第6452号 平成24年6月28日杉並第17907号
平成27年3月24日杉並第67585号 平成28年3月31日杉並第65464号
平成30年3月20日杉並第66834号 平成31年3月19日杉並第68415号
令和4年3月11日杉並第64001号 令和7年2月28日杉並第64703号

(通則)

第1条 第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)、杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(平成25年杉並区条例第4号)、杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年杉並区条例第4号)、東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第42号)、東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第114号)、東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成29年東京都条例第51号)、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)、杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成25年杉並区条例第5号)、杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成27年杉並区条例第7号)、杉並区介護予防・生活支援サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・生活支援サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基

準に関する要綱（平成28年3月31日杉並第66794号）及び杉並区における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年10月14日杉並第33842号）の規定による事故が発生した場合の杉並区（以下「区」という。）への報告は、この要領に定めるところによるものとする。

（目的）

第2条 この要領は、介護保険サービス及び指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間、深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から区へ報告が行われることにより、賠償を含む事故の速やかな解決及び再発防止に役立てることを目的とする。

（事故の範囲）

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護保険サービス又は介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次のいずれにも該当するものとする。

（1）原因等が次のいずれかに該当する場合

ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの

イ 施設の設備等に起因するもの

ウ 感染症、食中毒又は疥癬の発生

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に定めるものとする。ただし、五類感染症のうち、定点把握の対象となる疾患は集団発生時に限る。

エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故

オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合

カ 原因を特定できない場合

（2）次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合

イ 利用者が経済的損失を受けた場合

ウ 利用者が加害者となった場合

エ 利用者が行方不明となり、施設の敷地外に出ていた場合

オ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとする。

（1）利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合

（2）利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診又は入院した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合

- (3) 病気が主たる原因であることが明らかな場合の病死や老衰による死亡の場合
 - (4) その他、被害又は影響が極めて微少な場合
- 3 前2項にかかわらず、区より報告を求められた場合は報告を要するものとする。
(報告事項)

第4条 報告は、事業者が事故報告書(別記様式)により、次に掲げる事項(以下「報告事項」という。)について行うものとする。ただし、報告事項が明記され、かつ、区長が認める場合は、別の様式をもって代えることができる。

- (1) 提出日
 - (2) 事業所の概要
 - (3) 利用者情報
 - ア 氏名、被保険者番号、年齢
 - イ サービス提供開始日
 - ウ 住所
 - エ 身体状況
 - (4) 事故状況
 - (5) 事故の概要
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の種別
 - エ 発生時状況、事故内容の詳細
 - オ その他特記すべき事項
 - (6) 事故発生時の対応
 - ア 発生時の対応
 - イ 受診方法及び受診先
 - ウ 診断名及び診断内容
 - エ 検査、処置等の概要
 - (7) 事故発生後の状況
 - ア 利用者の状況
 - イ 家族等・居宅介護支援事業者への連絡状況
 - ウ 連絡した関係機関
 - エ 本人、家族等、関係機関への追加対応予定
 - (8) 事故の原因分析
 - (9) 再発防止策
 - (10) 損害賠償の状況
 - (11) その他特記すべき事項
- (報告対象者等)

第5条 事故報告は、事故に関係する介護サービス利用者が、区の被保険者である場合及び施設所在地が杉並区内の場合とする。

(報告の手順)

第6条 報告書の提出は、第4条第1号から第7号までについては第一報により速やかに行うものとし、同条第8号から第11号までについては事故処理が済み次第、最終報告により遅滞なく行うものとする。

(1) 事業者は、事故発生後速やかに家族に連絡するとともに、区長宛に第一報を提出する。ただし、緊急性が高い場合は、電話で報告した後、速やかに第一報を提出するものとする。

(2) 事業者は、事故処理が長期化する場合には区長に対し、適宜、途中経過を報告し、区切りがついた時点で最終報告を提出するものとする。

(3) 事業者は、区の求めに応じてサービス記録等の関係書類を添付するものとする。

(4) 事業者は、事故報告を提出した後、状況等に変化が生じたときは速やかに事故報告を再提出するものとする。

2 第4条の規定にかかわらず、事業者が電子申請の方法により報告書の内容を入力する場合にあっては、電磁的記録を区に送信したことをもって、報告書を提出したものとみなす。

3 事業者の報告方法は電子申請を原則とする。

(報告後の対応)

第7条 区は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、保険者として必要な対応を行うものとする。

2 区は、必要に応じて、他の区市町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月11日杉並第64001号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日杉並第64703号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式 略